

住宅の被害状況に関する申出書 (住宅の応急修理に関する参考資料)

被災した住宅の住所を記入

令和〇〇年〇〇月〇〇日

由利本荘市長 様

住所 由利本荘市〇〇〇〇 字〇〇〇〇 △-△

氏名 〇 〇 〇 〇

世帯主の氏名を記入

※ 災害救助法に基づく住宅の応急修理制度とは、自らの資力で修理を行うことができず、当面の日常生活に最低限必要な場所を確保できない方に対して、必要最小限の修理を行うものです。

1 応急修理対象箇所について

修理を希望する箇所は以下の部分です。

※ この制度で修理できる部分は、日常生活に欠かせない居室（居間・寝室）・炊事室・便所・浴室これらをつなぐ廊下です

修理対象箇所 床、壁、ドア、トイレ

2 床について 1の修理部分の各箇所の状態は以下のとおりです。

(※ 床の構造は、床組（床の骨組み）+床の下地板+表面の仕上材からなっています。)

- ☐ 床組 または 下地板 が壊れている。
- ☒ 下地材が吸水により変形、床下の湿気・悪臭・汚損がある。
- ☐ 仕上材のみの不具合 → 制度の対象外です。

3 壁について 1の修理部分の各箇所の状態は以下のとおりです。

(※壁の構造は、① 柱・はり+下地材+表面材（壁紙など）

② 柱・はり+仕上板（プリント合板・板など）

③ 柱・はり+竹組下地+塗仕上げ からなっています。)

- ☐ 柱・はり または 下地板 が壊れている。
- ☐ 下地板・仕上板が吸水により変形しており、日常生活に支障がある。
- ☒ 下地板・仕上板が吸水により湿気・悪臭・汚損があり、日常生活に支障がある。
- ☐ 壁紙がはがれているのみ → 制度の対象外です。

4 屋根について 1の修理部分の各箇所の状態は以下のとおりです。

(※屋根の構造は、小屋組+屋根の下地材+表面の仕上材からなっています。)

- ☐ 屋根の下地材 が壊れている。
- ☐ 雨漏りにより、天井・内壁・床に大きな被害があり、1室以上を使用できない。
- ☐ 屋内に浸水した痕跡がみられない、浸水被害が軽微 → 制度の対象外です。